

## 新型コロナウイルス感染症対策について(令和2年 12 月定例会)

令和2年12月定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年2月定例会以降の取り組みをもとに、次のとおり行うもの。

### 【取り組みを継続するもの】

- (1) 委員会室、会派控室、事務室等の適切な換気等
- (2) 手指衛生の徹底
- (3) 議場、委員会室等におけるマスク等(※)の着用
  - ※ マウスシールド等、飛沫の拡散を防止するものであれば、マスクに限らず、着用を可とする。(以下同様)
  - ※ 演壇では、マスク等を着用せずに発言を可とする。
- (4) 体温の計測及び発熱者の入庁制限
- (5) 市歌の斉唱の中止
- (6) 第2質問以降の発言者席(以下、発言者席)の設置
- (7) 演壇及び説明員席へのつい立の設置
- (8) 演壇におけるアルコール消毒の実施
- (9) 発言者席におけるマスク等の着用
- (10) 議場への飲料水の持ち込み
- (11) 委員会における着席場所の変更
- (12) 委員会における執行部説明員を原則課長以上とする
- (13) 感染防止対策を講じた上で、本会議、委員会の傍聴を認める

※ 風邪や発熱がある場合の登庁自粛及び感染した場合(疑いがある場合も含む)の連絡等は、会期中であるか否かを問わず継続する。